

核兵器禁止条約の採択を心から歓迎します

1. 国連核兵器禁止条約交渉会議は7月7日、核兵器禁止条約を賛成122、反対1、棄権1という圧倒的多数で採択しました。

条約は、前文で「ヒバクシャ」「核実験被害者」が受けた苦しみに触れ、核兵器の非人道性を告発し、核兵器による惨害を防ぐ唯一の確実な道として核兵器の廃絶の必要性を明確にしました。

その上で、第一条において核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」、「使用と使用の威嚇」、「譲渡」、支配地域内での「設置や配備」を含むすべての行為を禁止した画期的なものです

この中で「使用の威嚇」を禁止したことは、「核抑止力」を否定するものであり、その点でも大きな意味があります。

私たちは、「核兵器全面禁止・廃絶、被爆者援護・連帯」を基本目標に掲げ、被爆者とともに核兵器禁止条約の実現を求めてきた団体として、今回の条約採択を心から喜ぶとともに、国連機関、関係諸国政府、ともに運動を進めてきた市民社会のみなさんに心から敬意を表します。

2. 条約は、9月20日から各国の調印が始まりますが、今後、すべての国連加盟国政府に、この条約に対する態度が問われることになります。

私たちは、核保有国、非保有国を問わず、すべての国の政府に対して、この条約を支持し、調印し、また、批准の手続きを進め、すみやかな発効のために行動するよう心から要請します。

とりわけ、被爆国である日本の政府に対し、条約に調印することはもちろん、核保有国を含むすべての国に調印を促し、核兵器のない世界のすみやかな実現のために行動するよう強く求めます。

また、核兵器保有国に対しては、危険な「核抑止力」に固執するのではなく、人類の生存を危うくする核兵器を、一日も早くその廃絶へ核政策を切り替えることを求めます。

3. 私たちは、「核兵器禁止条約」から「核兵器廃絶」へ向けて「ヒバクシャ国際署名」をさらに広げ、地球上から核兵器を全廃するため、諸団体とともに運動を進める決意です。

2017年7月8日 原水爆禁止広島県協議会
(広島県原水協)